



2023年4月13日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
(コード：1925 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 IR室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6225 - 7804

退職給付に関する割引率見直しに伴う数理計算上の差異(営業利益)の発生について

当社は、期末日における市場金利を踏まえ、現在集計中の2023年3月期決算(2022年4月1日～2023年3月31日)において、割引率見直しに伴う数理計算上の差異(以下「数理差異」という。)の発生による影響額を営業費用の減額として営業利益に計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 数理差異(営業利益)の内容

割引率変更に伴う数理差異(営業利益)	総額 812億円(連結)
割引率	主として1.5% (前連結会計年度(2022年3月期) 主として0.8%)

2. 発生要因

当社は、金融政策の変更等の影響を受けた期末日における市場金利を踏まえ、企業年金制度及び退職一時金制度の退職給付債務の算定に用いる割引率を、主として0.8%から1.5%へ変更し、これに伴う退職給付債務の減少額(812億円)を営業利益(営業費用の減額)として一括処理することといたしました。

退職給付会計における数理差異の費用処理方法については、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)24項において「原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの期間(以下「平均残存勤務期間」という。)以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する」と定められており、いわゆる「遅延認識」が認められております。

当社グループにおいても、退職給付会計基準が初めて適用となった2001年3月期以降、遅延認識(主として10年)を行っておりましたが、2003年3月期において、株式市場の下落等の影響を受けた年金資産の運用成績の悪化や金利市場の動向を受けた割引率の見直しを行った際に、これらによる多額の未認識数理差異(816億円の債務)が将来の相当期間にわたって分割で認識されることは財務上の健全性を著しく損なう可能性があることから、新たな年金制度への移行、退職金及び年金制度の大幅な改定、年金資産運用方針の抜本的な見直し等を実施したことに合わせて、従前より採用していた「遅延認識」から発生年度に一括処理をする方法に変更いたしました。

変更を行った2003年3月期以降は、数理差異は発生期における一括処理を継続して行っており、2016年3月期においては、マイナス金利導入等の金融政策の変更を受けた割引率見直しに伴う数理差異の発生による影響額849億円を特別損失として計上しております。

現在では、当社グループの退職給付債務の残高は6,796億円、年金資産の額は4,858億円(いずれも2022年3月末現在)に達しており、退職給付債務の計算に用いる基礎率の変動の影響や年金資産の運用環境の変化が、発生期の財務諸表に与える影響が大きくなってきている中、今回の割引率変更による多額の数理差異(営業利益)の発生を受け、改めて数理差異の処理方法について、会計監査人と協議を行いました。

まず、当該数理差異が当期及び将来に渡りキャッシュフローを伴わないこと、当期の費用は減額になるものの、将来の費用が増加するため発生時に一括処理（費用の減額）を行うことは投資家の誤った投資判断に繋がり得ることなどから、会計方針を変更し、数理差異の償却方法を遅延認識に変更することについて検討いたしました。しかし、会計方針の変更には合理的な理由（新たな事象の発生、適時性等）が必要であるところ、今回の割引率変更による数理差異の発生は新たな事象ではなく、金額的影響が大きいことのみを理由に会計方針を変更することは適切ではないとの判断に至りました。

また、当該数理差異の発生要因が政策の変更による市場金利の変動に起因するものであり、当社の事業活動の成果ではないこと、退職給付に関する会計基準 第 28 項には「退職給付費用については、原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する。ただし、新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められるときには、当該金額を特別損益として計上することができる」との記載があり、発生した数理差異が臨時かつ巨額な場合には特別損益での表示が認められていると考えられ、実際に 2016 年 3 月期においては同様の原因による数理差異を特別損失で計上している点などを踏まえ、今回の数理差異を特別利益で表示することを検討いたしました。しかし、数理差異も含めた広義の退職給付費用は長期的には人件費の一部を構成していること、将来の営業費用が増加することから今回の数理差異を営業費用の減額として表示することが通算の営業損益を適切に表示することなどから、営業利益（営業費用の減額）として表示することが適切との判断に至りました。

以上を踏まえ、今回発生した数理差異を一括処理の上、2023 年 3 月期の営業利益（営業費用の減額）として処理することといたしました。

3. 今後の見通し

2023 年 3 月期の業績につきましては、年金資産の運用実績も含めて現在集計中のため、まとまり次第速やかにお知らせいたします。

以 上

（ご参考）

1) 2003 年 3 月期（一括処理選択時）の状況

退職給付債務	1,995 億円
年金資産（退職給付信託含む）	631 億円
一括処理した未認識数理差異	816 億円
〔 内 当期発生分	158 億円
過年度発生分	340 億円
割引率変更による影響	317 億円

2) 過去 10 年における数理差異の発生状況（単位：億円、▲は損）

連結会計年度	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3	2022/3
計算数理差異	▲496	▲77	▲70	▲933	35	▲68	▲33	3	▲144	36
運用数理差異	206	219	280	▲7	129	176	63	25	420	484
計	▲289	142	210	▲941	165	108	30	28	276	520

※ 2016 年 3 月期までは、数理差異の発生による影響を営業外損益として処理しておりました。

なお、割引率変更にかかる数理差異の発生は、特別損失として処理しておりました。